

吸収合併に係る事後開示書面

2021年9月1日

(吸収合併存続会社)

東京都新宿区四谷本塩町6番14号

株式会社三陽商会

代表取締役 大江 伸治



当会社（以下、「甲」という。）は、甲を吸収合併存続会社、サンヨーアパレル株式会社（本店：神奈川県横浜市中区石川町一丁目13番2号）（以下、「乙」という。）を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）いたしましたので、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

乙に対して本合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

乙が発行する全株式を甲が保有しているため、該当事項はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

乙は、新株予約権を発行していません。

(4) 債権者の異議に関する手続

乙は、会社法第789条第2項の規定により、本合併について2021年5月31日付で官報に公告し、同条第1項第1号に掲げる知れている債権者に対して各別に催告を行いました。異議はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2及び第797条並びに第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

ません。

(3) 債権者の異議に関する手続

甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、本合併について 2021 年 5 月 31 日付で官報に公告し、かつ同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、本合併の効力発生日である 2021 年 9 月 1 日をもって、乙の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙「吸収合併消滅会社の事前開示事項」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 9 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上